

鹿児島県貸切バス事業者支援事業
(燃料油価格高騰対策) 補助金交付申請要領
(令和7年4月1日～5月21日実績分)

令和7年7月
P R 観光課

【提出先・問合せ先】

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局

電話番号：099-248-9855

FAX番号：099-239-8159

E-mail：kagoshima.bus2022@gmail.com

受付時間：9:30～17:30

（うち12:00～13:00，土日祝を除く）

県ホームページ

http://www.pref.kagoshima.jp/af08/kashikiribasu_nennryou/2507.html

※申請の際には，必ず事前に県のホームページをご確認ください。

目次

I. 補助金の概要	P 1～2
1 趣旨	P 1
2 対象事業者	P 1
3 一補助事業者に対する補助金の額及び上限額	P 1
4 不交付要件	P 1
5 申請書類	P 2
II. 交付申請方法及び申請書類記入例	P 3～9
III. 交付の決定等	P 10
1 補助金交付の決定	P 10
2 通知	P 10
3 補助金の返還	P 10

I. 補助金の概要

1 趣旨

燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある貸切バス事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援する。

2 対象事業者

対象事業者は、次の(1)～(4)のすべてに該当する貸切バス事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業に掲げる事業を行う者
- (2) 鹿児島県内に本社又は支店があること(鹿児島運輸支局に登録されている車両を保持している事業所に限る)
- (3) 公営企業でないこと
- (4) 引き続き事業実施の意志がある事業者であること

3 一補助事業者に対する補助金の額及び上限額

(1) 補助額

令和7年4月1日から5月21日までの期間（以下、「補助対象期間」という。）において、一般貸切旅客自動車運送事業を行った車両の実際に走行した距離（キロメートル）の合計を3.95で除し、19.7を乗じた額（百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

(2) 上限額

補助事業者が令和7年4月1日現在、所有している貸切バス車両（法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両をいう。）の台数（休車の如何を問わない）に15,000円を乗じた額

4 不交付要件

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しません。

- (1) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者
- (2) 前1号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

5 申請書類

下表の申請書類を提出してください。①～⑥の書類すべての提出が必須であり、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

なお、提出された書類は返却しません。(サイズA4, 片面印刷)

	申請書類一覧	チェック
①	鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策） 補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）	☐
②	鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策） 実績報告書（別記第2号様式）	☐
③	補助金交付対象車両一覧・輸送実績一覧 （別記第2－1号様式）	☐
④	誓約書（別記第3号様式）	☐
⑤	本補助金の振込先口座の通帳の写し ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し， 個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	☐
⑥	自動車検査証の写し ※令和7年4月1日時点で保有する台数にかかるもの ※令和7年4月1日以降に増車した場合，増車分の自動車検査証 の写しと運輸局に提出した変更届も併せて提出	☐

① 交付申請書兼請求書

別記

第1号様式（第4条関係）

令和7年 ●月 ●日

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局 殿

住 所 ○○市△△町○ー×
事 業 所 株式会社○×バス
代 表 者 代表取締役社長 鹿児島 太郎

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策） 補助金交付申請書兼請求書 （令和7年4月1日～5月21日請求分）

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

今回請求額を記載してください。

記

今回申請する補助金の請求対象期間
（令和7年4月1日～5月21日分）を記入してください。

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業実績報告書（第2号様式）
- (2) 補助金交付対象車両・輸送実績一覧（第2-1号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 通帳の写し
- (5) その他事務局が必要と認める書類

請求期間における交付上限額
を記入してください。
なお、第2号様式の3 交付対象
の車両数の⑥の金額と合致する
ようにしてください。

3 補助金の請求額

請 求 対 象 期 間	令和7年4月1日～5月21日
交 付 上 限 額 ①	180,000円
今 回 請 求 額 ②	44,800円

※ ①は、第2号様式の⑥欄の金額を記載すること。

※ ②は、①の金額、第2号様式の④欄の金額のうち、いずれか低い方の金額を記載すること。

4 振込先

振込先 口座	金融機関名	○× 1. 銀行 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁連 4. 信連 7. 信漁連				○△		本店・支店・ 出張所 本所・支所・ 代理店 店番
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金						
	口座番号	○	×	×	△	○	△	○
	フリガナ	カ) ○×バス						
	口座名義	株式会社○×バス						

通帳に記載されているとおり、正確に記入してください。

口座番号は7桁、口座名義はカタカナのフリガナも確認の上、記入してください。

5 連絡先

(1) 担当者名	薩摩 花子
(2) 電話番号	○○○-○○○-○○○○
(3) FAX番号	○○○-○○○-○○○○
(4) メールアドレス	abcd@xxxxx.com

事務局の受付時間（9:30～17:30(うち 12:00～13:00, 土日祝を除く)）中に連絡の取れる事務担当者名及び連絡先等を記入してください。

② 実績報告書

記入例

第2号様式（第4条関係）

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策） 実績報告書（令和7年4月1日～5月21日請求分）

事業所名： ○×バス

1 請求対象期間

令和7年4月1日～5月21日

2 請求対象期間の輸送実績

対象月	走行キロ（※）
R7.4月1日～4月31日	5,000
R7.5月1日～5月21日	4,000
合計	9,000km

請求対象期間の走行キロについて
記入してください。
なお、この走行キロは実績一覧
（第2-1号様式）の
合計欄と合致させてください。

※ 「走行キロ」は、今回の請求に係る期間分とその合計のみを記載すること。

※ 「走行キロ」は、補助金交付対象車両・輸送実績一覧（第2-1号様式）の「走行キロ」の合計欄と一致させること。

対象期間の走行キロの合計を記入してください。

○ 補助対象経費 9,000 Km ÷ 3.95 × 19.7 = ㉞ 44,800 円
(百円未満切捨て)

3 交付対象の車両数

12 台

交付対象となる車両数（令和7年4月1日現在所有している車両数）を記入してください。

※ 令和7年4月1日現在、保有する貸切バス（道路運送法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両）の台数（休車の如何を問わない）

○ 補助上限額 12 台 × 15,000円 = ㉟ 180,000 円
(上限限度額)

③ 実績一覧

記入例

第2-1号様式（第4条関係）

補助金交付対象車両・輸送実績一覧（令和7年4月分）（※1）

事業所名： _____

No	車両番号	走行キロ （※2）	No	車両番号	走行キロ （※2）
1	鹿児島〇〇あ〇〇〇〇	500	3	この一覧は月ごとに作成してください。	
2	鹿児島〇〇い〇〇〇×	500	3		
3	鹿児島〇〇う〇〇〇△	500	3		
4	鹿児島〇〇え〇〇×	0	34		
5	鹿児島〇〇お〇〇×	300	35		
6	鹿児島〇〇か〇〇×	500	36		
7	鹿児島〇〇き〇〇〇〇	200	37		
8	鹿児島〇〇く〇〇×	1,000	38		
9	鹿児島〇〇け〇〇△	450	39		
10	鹿児島〇〇こ〇〇〇〇	750	40		
11	鹿児島〇〇さ〇〇×	0	41		
12	鹿児島〇〇し〇〇△	300	42		
13			43		
14	走行実績の有無にかかわらず、所有している 車両全てについて記載してください。 なお、走行キロの合計は国土交通省へ提出する 『自動車輸送統計調査「第3号様式」』の 「貸切運行」の「総走行キロ」と合致させる こととし、第2号様式の運送実績も走行キロを 合致させること。 また、走行実績のないものについては、走行 キロ欄に0を記入してください。				
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25			55		
26	車両合計については、所有している車両数を記 入し、括弧書きで走行実績のある車両の総数を 記入してください。				
27					
28					
29					
30			60		
			合計	12台（10台）	5,000km

（※3）

（※4）

- ※1 本様式は、請求対象期間の月毎に作成すること。
- ※2 本様式には、走行実績の有無に関わらず、所有するすべての貸付バスに係る当該月の「総走行キロ」を記載すること。
- ※3 車両合計については、所有している車両数を記入し、括弧書きで走行実績のある車両の総数を記入すること。
- ※4 太枠の合計「走行キロ」は、国土交通省へ提出する『自動車輸送統計調査「第3号様式」』の「貸切運行」の「総走行キロ」と一致させること。

④ 誓約書

記入例

第3号様式（第4条関係）

誓 約 書

当社（個人にあっては私）は、貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金の交付を申請するに当たり、下記の全てについて誓約し、同意します。

また、下記の事項を遵守できなかった場合は、県が求める補助金の返還に応じることを誓約します。

なお、これらの誓約に虚偽があり、又は誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、一切の異議を申し立てません。

内容を確認のうえ、チェックを入れてください。

記

※☒ このようにチェックを入れてください。

- ☒ 本補助金の申請・交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- ☒ 鹿児島県から検査・報告・是正のための措置や関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の求めがあった場合はこれに応じること
- ☒ 申請の要件を満たしていないこと、又は不正受給であることが判明した場合は、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- ☒ 自己又は自社の法人役員等は、次の①から⑧に該当しておらず、また、①から⑧に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は事業を行う個人ではないこと
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に批判される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員と知りながらこれらを利用している者

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局 殿

法人の場合は会社の代表者印、
個人の場合は個人印を押印して
ください。

令和 ○年 ○月○○日

所在地 ○○市△△町○ー×

名 称 株式会社○×バス

代表者 代表取締役社長 鹿児島 太郎

⑨

⑤本補助金の振込先口座の通帳の写し

(法人の場合) 法人名義

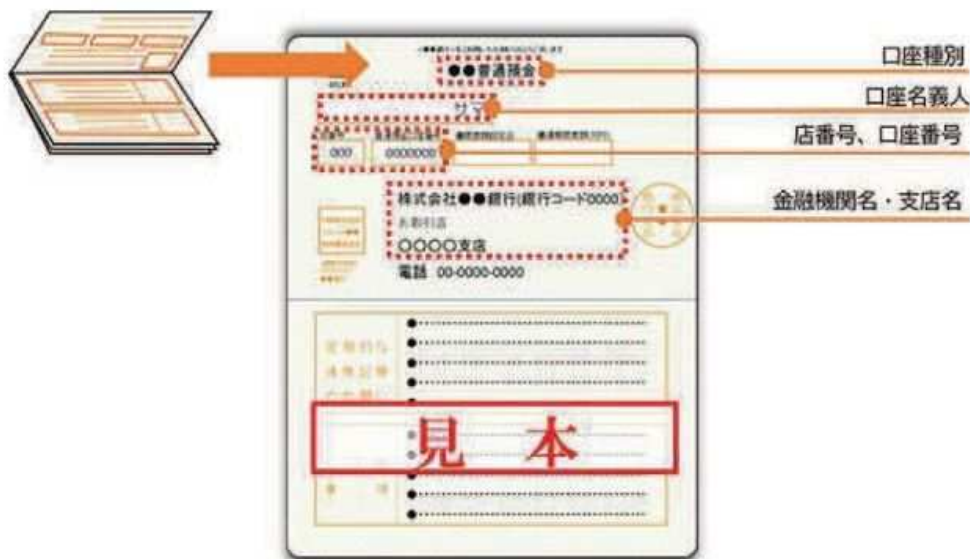
(個人事業者の場合) 本人名義

注1) 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

注2) 上記が確認できるように、通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をコピーしてください。

注3) 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できない場合は、振込ができず、補助金のお支払いができない場合がありますので、御留意ください。

通帳のコピー



Ⅱ. 交付申請方法及び申請書類記入例

交付申請は、補助対象期間に応じた次のとおり申請できるものとする。

補助対象期間	4月1日～5月21日
申請方法	まとめて申請

【受付期間】 **令和7年7月23日(水)～令和7年8月29日(金)**

※当日消印有効

【申請方法】 **郵送による提出**

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※持参による申請は御遠慮ください。

【提出先】

〒892-0828

鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル3階

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局

※ 差出人の住所及び氏名を記載してください。

※ 送料は必ず申請者側での御負担をお願いします。

【申請に必要な書類の入手方法】

申請に必要な書類については、鹿児島県庁のホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.kagoshima.jp/af08/kashikiribasu_nennryou/2507.html

Ⅲ. 交付の決定等

1 補助金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは補助金を交付します。

2 通知

申請書類の確認の結果、補助金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知書を発送します。

補助金の給付後においても申請書に添付した書類については5年間保存し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 補助金の返還

本補助金交付決定後、次の(1)～(3)の事項に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、交付済みの補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けた者
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けた者
- (3) 正当な理由なく貸切バス事業を実施しない者、又は実施する意思が認められないと判断される者